

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月23日京都市条例第46号）（環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課）

廃棄物の発生の抑制，再使用及び再生利用（以下「発生抑制等」といいます。）の促進による廃棄物の減量，廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」といいます。）により循環型社会の形成を図ること等に関し，次のとおり必要な措置を講じることとしました。

この条例の概要は，次のとおりです。

1 前文の新設

本市が持続可能な都市として発展していくためには，本市，事業者，市民等の協働により，環境保全の取組を更に進め，天然資源の有効利用及び環境負荷の低減を図る循環型社会の形成等が不可欠であることを明らかにすることとしました。

2 目的の追加等

(1) 目的

循環型社会を形成することを目的に加えることとしました。

(2) 責務

ア 本市の責務

本市は，環境教育等を実施することにより，廃棄物の減量等に関する事業者，市民及び滞在者の意識の啓発を図らなければならないこととしました。

イ 滞在者の責務

通勤者，通学生，観光旅行者その他の滞在者は，廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力するよう努めなければならないこととしました。

3 廃棄物の発生抑制等に関する施策の充実

(1) 本市の責務

本市は，事務の遂行に際して廃棄物の発生抑制等に率先して取り組まなければならないこととしました。

(2) 個別の分野における廃棄物の発生抑制等

ア 次に掲げる個別の分野における廃棄物の発生抑制等のための取組に係る事業者，市民，滞在者等の義務等を定めることとしました。

(ア) 物品の製造等に伴って生じる廃棄物の発生抑制等

(イ) 物品の小売に伴って生じる廃棄物の発生抑制等

- (ウ) 食品に関連する廃棄物の発生抑制等
- (エ) 催事に伴って生じる廃棄物の発生抑制等
- (オ) 滞在者が排出する廃棄物の発生抑制等
- (カ) 大学における廃棄物の発生抑制等
- (キ) 共同住宅等における廃棄物の発生抑制等

イ 事業者は、毎年1回、その取組の実施状況等を明らかにした報告書等を市長に提出しなければならないこととしました。

ウ 市長は、事業者が上記アの取組のうち義務とされているものを行わない場合、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告するとともに、当該事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとしました。

エ 市長は、事業者の取組の実施状況を把握するため、市民を委員に委嘱して必要な報告を求めることができることとするとともに、毎年1回、当該報告等の内容を取りまとめて公表することとしました。

4 廃棄物の徹底した分別の推進に関する施策の充実

(1) 廃棄物の分別の促進

本市は、缶、ガラスびん、ペットボトル、紙又は紙製品、小型電子機器、電池、蛍光灯その他の一般廃棄物処理計画に定める物品が再生利用をすることができる廃棄物となったものの分別を促進するために必要な措置を講じることとしました。

(2) 事業者が排出する廃棄物の分別

事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならないこととしました。

(3) 事業者以外の者が排出する廃棄物の分別

事業者以外の土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従って一般廃棄物を排出しなければならないこととしました。

(4) 調査等、改善勧告、命令及び公表

ア 調査等

市長は、廃棄物の分別に係る義務への違反者を特定するため必要と認めるときは、市長が指定する職員に、当該廃棄物に関し必要な調査を行わせ、又は関

係者に質問させることができるものとししました。調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならないこととししました。

イ 改善勧告、命令及び公表

市長は、当該違反者に対し、改善その他必要な措置を講じるよう勧告し、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは当該勧告に従うべきことを命じることができることとししました。また、命令を受けた者（事業者に限ります。）については、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとししました。

この条例は、平成27年10月1日から施行することとししました。ただし、同日から平成28年3月31日までの間は、事業所から排出される一般廃棄物（紙又は紙製品が一般廃棄物となったもので市長が定めるものに限りします。）については、これを分別する義務を課す規定（上記4(2)）は適用しません。